



この挑戦が、未来となる。

ちゅうぎんフィナンシャルグループ



中国銀行

NEWS RELEASE

令和6年3月29日

株式会社 中国銀行

ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行について

中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）は、3月29日（金）に、中銀リース株式会社に対し、『ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）』（以下、「本ファイナンス」）を実行しましたのでお知らせします。当行では、お取引先とのSDGs・ESG経営をサポートするため、令和5年4月から本ファイナンスの取扱いを開始しております。

本ファイナンスにかかるインパクト評価は中国銀行がおこなっており、評価およびインパクトファイナンス実施体系が国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表している「ポジティブ・インパクト・ファイナンス原則」に適合していることについて、株式会社日本格付研究所（JCR）より第三者意見を取得しています。

中銀リース株式会社は、本融資を活用して、リース業を通じた脱炭素・SDGs関連機器の普及を促進することで、地域社会の脱炭素・省エネ支援に取り組んでまいります。また、多様な人財の活躍推進や働きやすい職場環境の整備など、社会課題の解決にも主体的に取り組む、地域経済発展へ貢献し、持続可能な環境・社会の実現を目指します。

当行では、今後も、幅広い金融サービスの提供とコンサルティング機能の発揮を通じ、持続可能な地域社会の実現に取り組んでまいります。

※『ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス』
お取引先の企業活動が環境・社会・経済に与えるプラスの影響（ポジティブ・インパクト）とマイナスの影響（ネガティブ・インパクト）を当行が包括的に特定・評価・モニタリングし、当該企業活動の継続的な支援を目的とした融資。



【導入企業およびポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要】

- ・会社名：中銀リース株式会社
- ・所在地：岡山市北区丸の内一丁目14番17号
- ・代表者：西明寺 康典
- ・業種：リース業
- ・融資額：5,000百万円
- ・実行日：令和6年3月29日（金）
- ・融資期間：7年

以上



第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

中銀リース株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社中国銀行

評価者：株式会社中国銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社中国銀行（「中国銀行」）が中銀リース株式会社（「中銀リース」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、中国銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。中国銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、中国銀行にそれを提示している。なお、中国銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

中国銀行は、本ファイナンスを通じ、中銀リースの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、中銀リースがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

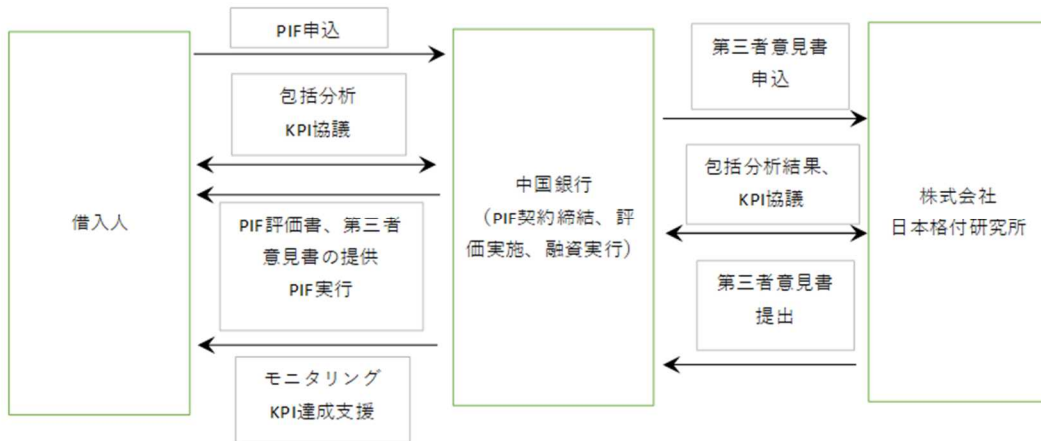
JCR は、中国銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 中国銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：中国銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、中国銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、中国銀行は分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て中国銀行が作成した評価書を通して中国銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、中国銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である中銀リースから貸付人及び評価者である中国銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：中銀リース株式会社

2024年3月29日

株式会社中国銀行 ソリューション営業部

株式会社中国銀行（以下、「中国銀行」という）は、中銀リース株式会社（以下、「中銀リース」という）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、中銀リースの活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に基づき実施しています。

目 次

1. 本ファイナンスの概要
2. 評価対象の概要
 - 2-1. 基本情報
 - 2-2. 事業概況
 - 2-3. 経営方針
 - 2-4. サステナビリティ方針
 - 2-5. 中銀リースのサステナビリティ活動
3. UNEP FI のインパクト分析およびインパクト特定の概要
4. 設定・測定する KPI と SDGs との関連性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング方針
7. 総合評価

1. 本ファイナンスの概要

企業名	中銀リース株式会社
契約期間	2024年3月29日～2031年3月28日
金額	5,000,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	7年間

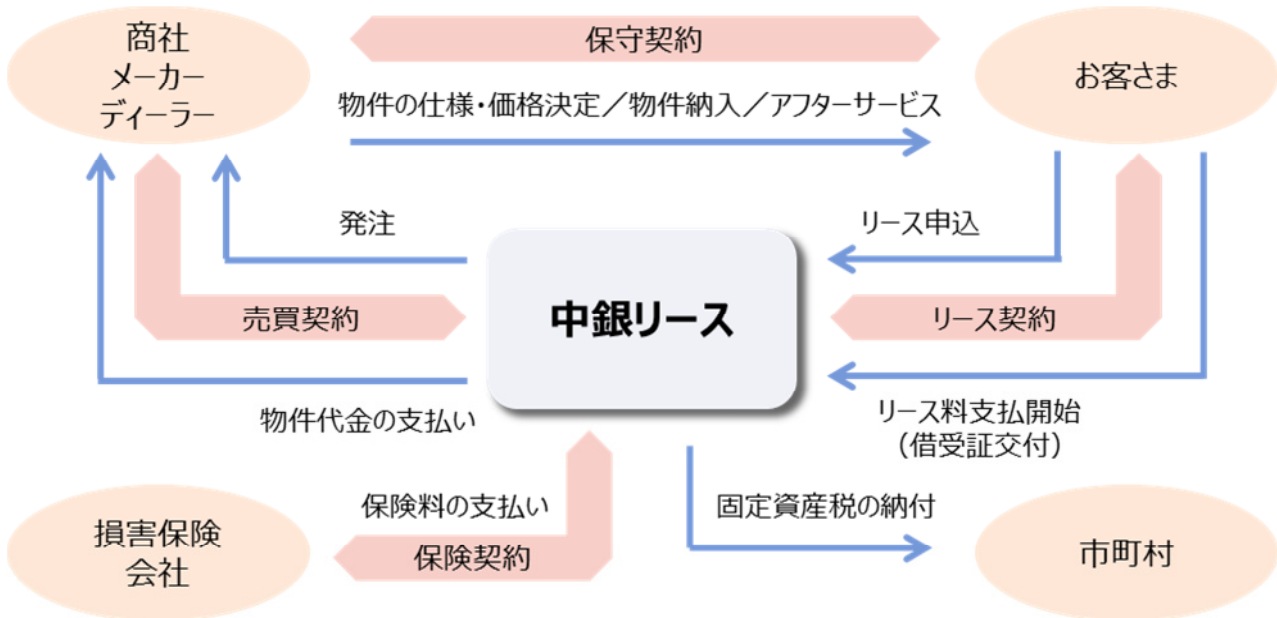
2. 評価対象の概要

2-1. 基本情報

会社名	中銀リース株式会社	
本店の所在の場所	岡山県岡山市北区丸の内一丁目14番17号	
代表者の役職氏名	代表取締役社長 西明寺 康典	
創業	1982年4月8日	
資本金	50百万円（2023年3月31日現在）	
従業員数	64人（うち非常勤5名） ※うち中国銀行からの出向役員・職員 16名（2023年3月31日現在）	
沿革	1982年 中国リース株式会社として設立 1984年 高松営業所開設 1985年 福山営業所開設 1988年 中銀リース株式会社に社名変更 1991年 津山営業所開設	
事業の内容	下記物件を対象とするリース、割賦等のファイナンスおよび売買 など	
事業所	本社（岡山県岡山市北区）、津山営業所（岡山県津山市）、高松営業所（香川県高松市）、福山営業所（広島県福山市）	
業種別債権 残高割合 （上位4業種）	製造業 29.5% 運輸業 13.1% 卸・小売業 12.4% 建設業 12.2%	(2023年9月30日時点)
物件種類別 債権残高割合 （上位4物件）	輸送用機器 26.2% 情報通信機器 16.6% 産業機械 12.1% 土木建設機械 9.5%	(2023年9月30日時点)

2-2. 事業概況

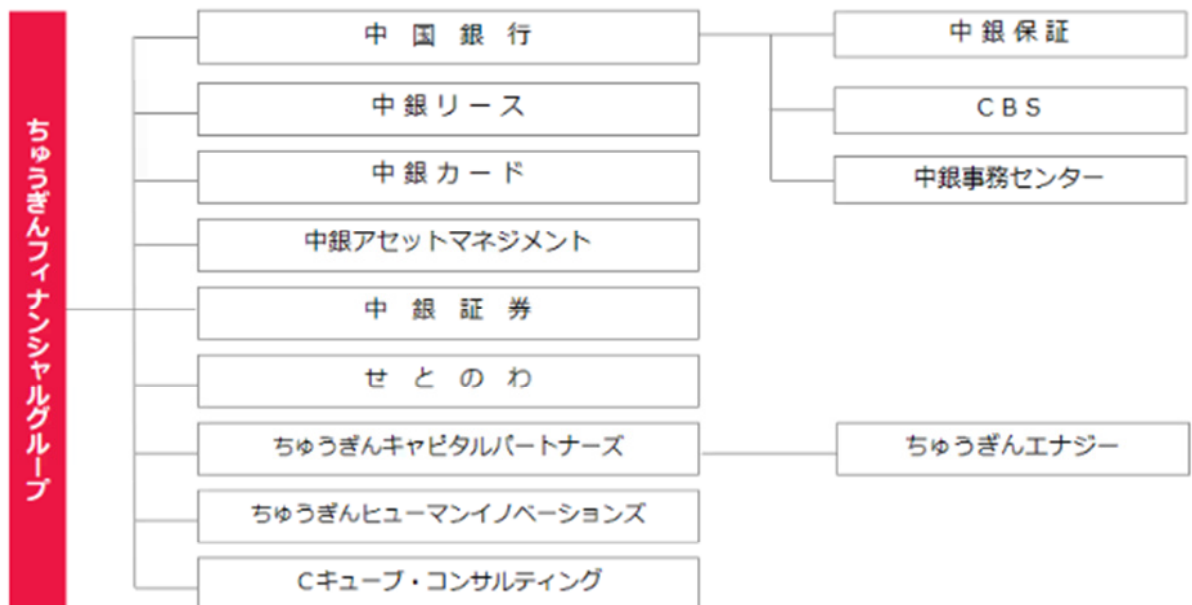
中銀リースは、情報関連機器・事務用品機器や産業工作機器、土木建設機械、輸送用機器などを対象とするリース、割賦等のファイナンスおよび売買業務などを行っており、岡山県を中心に、広島県、香川県、鳥取県、兵庫県を営業圏域としているちゅうぎんグループ（※）のリース会社である



（※）ちゅうぎんグループ

ちゅうぎんグループは、ちゅうぎんフィナンシャルグループや中銀リースなど、以下の会社で構成されている。

表 1 ちゅうぎんグループ会社構成図



（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

2-3. 経営方針

中銀リースでは、ちゅうぎんフィナンシャルグループと同様に「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を経営理念として掲げるとともに、ちゅうぎんフィナンシャルグループのサステナビリティ基本方針に基づき、リース業を通じた地域経済の発展と持続可能な社会づくりの普及・拡大に貢献している。

表 2 ちゅうぎんフィナンシャルグループの理念体系



(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

※ちゅうぎんバリュー

ちゅうぎんグループ全員の「行動や判断の基準・価値観」を共有することで、ベクトルを合わせ組織の力を高め、お客さまに満足と感動を提供していくもの。そのプロセスにおいて、役職員自身の成長や働きがいにつなげるという好循環を形成することを目的として策定された。(前「ちゅうぎんの心」を承継。ちゅうぎんの心とは、『業務に取組むうえでの行動判断の拠りどころ』が集約されたものである)

2-4. ちゅうぎんグループのサステナビリティ方針

(1) ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針

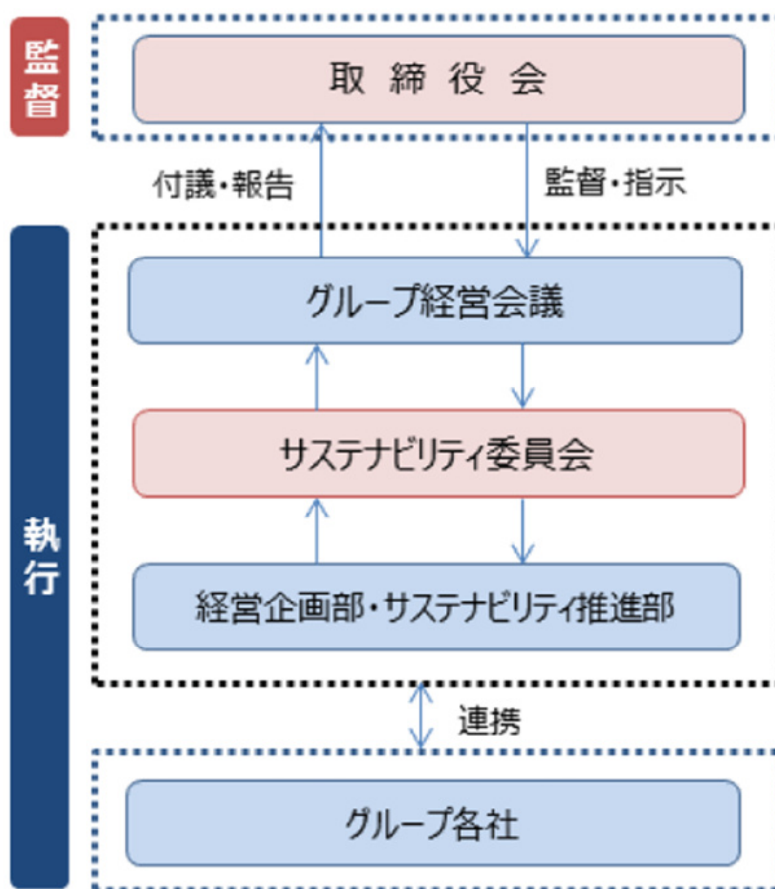
ちゅうぎんフィナンシャルグループは、Mission (グループ経営理念)、Vision (経営ビジョン)、Value (ちゅうぎんバリュー)、Code of Conduct (企業行動規範・行動指針) の実践を、サステナビリティへの取組みの基本方針としている。

ちゅうぎんフィナンシャルグループは、さまざまなステークホルダーとの対話にもとづき、環境や社会の課題に長期的視点で向き合い、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すとともに、ちゅうぎんグループ役職員一人ひとりが、これらの取組みの意義を理解し、自律的に行動することで、未来世代にとって安心・安全、そして豊かな地域づくりへ貢献するとしている。

(2) サステナビリティ推進体制

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、持続可能な社会の実現に向けて、サステナビリティ推進体制を強化すべく、社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置している。サステナビリティ委員会では、環境課題や社会課題に対する施策や方針などのサステナビリティに関する事項について年 4 回の頻度で審議を行い、議論を深めている。サステナビリティに関する重要な事項等は、サステナビリティ委員会およびグループ経営会議での審議・議論を経て、取締役会への付議・報告を年 1 回以上行っている。取締役会による審議結果については、経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としている。

表 3 サステナビリティ推進体制



(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

(3) ちゅうぎんグループ SDGs 宣言

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、以下の 6 つの重点課題を掲げ、SDGs の 17 の目標達成に向けて実践することとしている。

表 4 6つの重点課題（マテリアリティ）

重点課題	主な取組み	関連する目標
地域経済・社会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決や多様なお客さまニーズに沿った各種商品・サービス、コンサルティング等の提供 事業活動を通じた持続的な地域・まちづくり SDGsの普及、次世代人財の育成、金融リテラシー向上 	   
少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 資産形成層、資産承継層等ライフステージに応じたお客さまニーズへの対応 地域の住みやすいまちづくりへの貢献 	  
DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域のDX・SX促進支援 各種サービス、コンサルティング等の提供によるデジタル化の支援 デジタル技術やツールを活用した業務効率化 	 
多様な人財の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> プロ人財の育成、専門人財の活躍の場の創出 ダイバーシティの理解・多様な働き方・組織風土づくりの促進 従業員のウェルビーイングややりがいの向上 	  
環境経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> お取引先の脱炭素化促進のご支援 環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み） 気候変動への対応、生物多様性の保全 	      
ガバナンスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> 収益・リスク・資本のバランスのとれた健全なリスク管理 グループガバナンスの強化 コンプライアンス最優先の企業文化の醸成 	  

（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

ちゅうぎんグループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、事業活動を通じて環境・社会課題に取り組んでいくことで、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」を目指していくことを宣言している。




表 5 ちゅうぎんグループ SDGs 宣言

ちゅうぎんグループSDGs宣言

■ちゅうぎんグループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、事業活動を通じて次の6つの環境・社会課題に取り組んでいくことで「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」を目指します。



■ 6つの重点課題（マテリアリティ）

重点課題	主な取組み	関連する目標
地域経済・社会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決や多様なお客さまニーズに沿った各種商品・サービス、コンサルティング等の提供 ・事業活動を通じた持続的な地域・まちづくり ・SDGsの普及、次世代人材の育成、金融リテラシー向上 	
少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・資産形成層、資産承継層等ライフステージに応じたお客さまニーズへの対応 ・地域の住みやすいまちづくりへの貢献 	
DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のDX・SX促進支援 ・各種サービス、コンサルティング等の提供によるデジタル化の支援 ・デジタル技術やツールを活用した業務効率化 	
多様な人材の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・プロ人材の育成、専門人材の活躍の場の創出 ・ダイバーシティの理解・多様な働き方・組織風土づくりの促進 ・従業員のウェルビーイングややりがいの向上 	
環境経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引先の脱炭素化促進のご支援 ・環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み） ・気候変動への対応、生物多様性の保全 	
ガバナンスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・収益・リスク・資本のバランスのとれた健全なリスク管理 ・グループガバナンスの強化 ・コンプライアンス最優先の企業文化の醸成 	

（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

（4）TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）提言への取組み

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、気候変動問題を経営上の重要課題と捉え、地域・取引先の持続的な成長を支援するため、2021年5月にTCFD提言に対する賛同を表明している。

TCFDでは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4項目について開示することが推奨されており、ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、2022年5月より情報開示を行っている。今後もグループ経営理念や経営ビジョンのもと気候変動や脱炭素に関する取組みをより一層推進するとともに、TCFD提言に沿った情報開示の充実を図っていくとしている。

（5）CSRへの取組み

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、文化、スポーツ、芸術振興支援や、被災地支援など地域社会への貢献活動を通じ、地域社会との共生を図るとしており、ステークホルダー（利害関係者）を【現在および将来の「株主さま」「地域社会」「お客さま」「従業員」等】と幅広くとらえ、CSR活動を行うとともに、CSRの土台に、コンプライアンスの徹底と適切なコーポレートガバナンスを置き企業の誠実性を堅持したうえで、「良き企業市民」として行動するとしている。

また、社会貢献活動では、地域金融機関として本業を通じた貢献を中心にしながらも、本業を超えた幅広い活動にも力を注いでいる。

表6 CSRのイメージ



(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

(6) 責任ある投融資に向けた取組方針

1. 通則

本業である投融資業務を通じて、お客さまとともに地域社会の持続可能性の向上に貢献することは、地域金融機関としての使命です。環境・社会問題が深刻化する中、「グループ企業行動規範」を踏まえ、環境や人権等社会的課題に配慮した投融資判断により地域社会の持続的な発展に貢献することを目的とし、責任ある投融資に向けた取組方針を制定します。

2. 基本方針

当社グループは投融資の取組みにあたって、サステナビリティの視点に配慮し、地域社会の持続的な発展、社会的課題の解決に積極的に取り組んでまいります。そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援を行ってまいります。一方で、環境、社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めます。

3. 特定の業種、セクターへの対応方針

上記方針に加え、環境や社会に与える影響が大きいと考えられる、下記に示す特定の業種、セクターに対して投融資取引を行う際には十分に留意した対応を行います。

(1) 兵器

戦争等に使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

(2) 石炭火力発電

石炭火力発電は他の発電方式と比べて温室効果ガスの排出量が高く、気候変動等への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電所建設を資金用途とする投融資は原則として行いません。ただし、日本や当該国のエネルギー政策・事情を踏まえ、例外的に取組みを検討する場合は、国際的ガイドライン（OECD 公的輸出信用アレンジメント）等を参考に、発電効率や環境への影響、石炭火力発電に対する国際的動向を総合的に勘案したうえで、慎重に対応します。

(3) パーム油農園開発・森林伐採事業

森林資源等の保全や人権保護の観点から、パーム油農園開発向け投融資や森林伐採事業向け投融資は、違法伐採や児童労働などが行われていないかなど、環境への影響や人権侵害の有無等を十分注意したうえで、与信判断を行います。

(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より一部を抜粋)

(7) ちゅうぎんグループ環境方針

環境を守り、次世代へ引き継いでいくことは、地域社会の一員として当社グループの社会的責務であるとの認識のもと、環境保全活動への取組みを積極的かつ継続的に行い、持続的な地域社会の実現に貢献します。

1. 環境関連法令等の遵守

環境保全に関する法令、地域の条例・協定、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。

2. 事業活動を通じた環境保全

環境に配慮した商品やサービスの開発・提供を通じて、お客さまの環境問題への取組みを支援し、地域社会と連携して環境保全活動に取り組みます。

3. 環境負荷低減への取組み

省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化、再利用、リサイクル等の活動により、環境負荷を低減し、循環型社会の実現に貢献します。

4. 気候変動への対応

気候変動は地域社会の持続性に大きな影響を与える重大な環境課題と認識し、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の実現に貢献します。

5. 水資源の有効活用

水の効率的な使用や使用量削減など、水資源を有効に活用します。

6. 生物多様性の保全

生態系多様性がもたらす恩恵を認識し、生物多様性への影響の低減と保全活動に取り組みます。

7. 啓発活動・教育の実施

環境教育・環境社会貢献活動などを通じて、従業員に対して環境に関する啓発活動を行い、一人ひとりの環境に関する正しい知識と理解を深めていきます。

(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

(8) ちゅうぎんグループ人権方針

持続可能な地域社会を実現するため、お客さま・従業員をはじめ、あらゆるステークホルダーの基本的人権を尊重し、継続した取組みを推進します。

1. 国際規範の尊重

「世界人権宣言」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を尊重します。

2. 差別の排除

あらゆる企業活動において、人種、民族、宗教、国籍、出身、社会的身分、信条、年齢、障がいの有無、身体的特徴、性別、性的指向や性自認などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 企業風土の醸成

あらゆる人権問題を自分自身の問題としてとらえ、相手の立場にたって物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

従業員がお互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築します。私たちは、全てのハラスメントを職場から排除します。

5. 公正採用の実施

従業員などの採用にあたり、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 啓発活動・教育の実施

人権に関するあらゆる課題の解決に向け、幅広い人権啓発活動や継続的な教育により、従業員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めていきます。

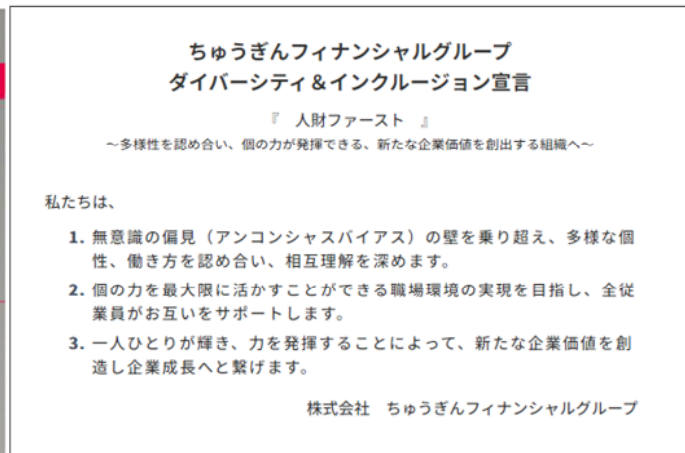
(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

(9) ダイバーシティ&インクルージョン

◆ダイバーシティ基本方針

ちゅうぎんフィナンシャルグループにおいては、ダイバーシティに取り組むことは、経営ビジョンを達成するための経営課題であると位置づけ、「組織内の多様性を受け入れ、その能力や個性を企業経営に結びつけ、企業を成長、進化させること」を基本的な考え方としている。

ダイバーシティから一歩進んだ、多様な人材の違いや個性をお互いに理解して活かす（ダイバーシティ&インクルージョン）上で、ちゅうぎんグループ従業員がどのように行動していくかを「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」により明確にしている。



(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

◆D&I NEXT10 推進部の設立

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、グループ全体のダイバーシティ&インクルージョン（以下、D&I）のさらなる推進に取り組むべく、2023年6月、「D&I NEXT10 推進部」を設立した。

<設立の背景>

VUCA の時代において、これまでと同じような価値観やモノの見方だけでは、企業を存続・成長させていくことが難しくなっており、このような時代を背景にちゅうぎんフィナンシャルグループにおいてもすべての従業員が活躍できる組織づくりを目指し、制度・体制の見直しや意識改革を進めるために、D&I NEXT10 推進部が中心となり、グループ全体で D&I のさらなる推進に向けた取組みを強化している。

従業員一人ひとりが、前向きにチャレンジする意欲を持てるような体制・カルチャーを構築し、多様なバックグラウンドや視点を持つ従業員が協力することで、より多くのアイデアが生まれ、新たな価値やイノベーションの創出を目指すとしている。

<活動領域>

「キャリア支援」「働き方改革」「組織風土改革」「健康経営」の4つの項目に分類し、グループ従業員のウェルビーイングおよびエンゲージメント向上を目指すとしている。

表 7 D&I NEXT10 推進部の活動領域



1. キャリア支援

KPI達成に向けた女性活躍推進をはじめ、シニア・若手・キャリア採用や障がい者を含めたすべての人財のキャリア支援を図ります。

2. 働き方改革

各々の目指すキャリアを実現するための制度構築や、誰もが働きやすい職場環境を整えます。

3. 組織風土改革

誰もが意見を言い合える心理的安全性のあるフラットな組織風土を醸成します。

4. 健康経営

従業員一人ひとりの心身の健康およびウェルビーイングの実現とパフォーマンスの発揮を目指します。

(ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より)

◆女性活躍推進法にもとづく行動計画策定

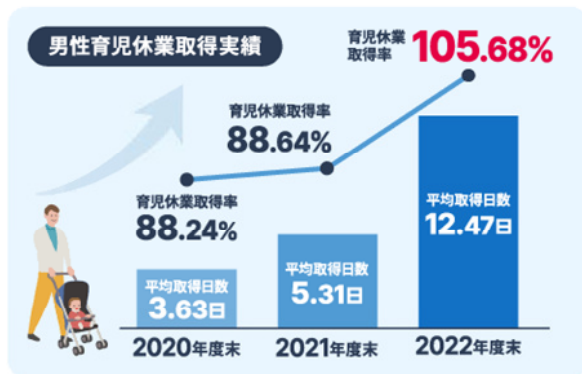
ちゅうぎんフィナンシャルグループでは女性の活躍を積極的に推進しており、中国銀行においては2016年4月1日付で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）にもとづく行動計画を策定し、岡山労働局に届出を行っている。

また、女性活躍推進法では、（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられている。

表8 女性登用および男性育児休業の状況



多様化するお客さまニーズに対応し、付加価値を提供するためには、多様な人材のスキル・視点が必要です。当社グループでは、性別による役席者比率の偏りを解消し、誰もが個性と能力を存分に発揮できる環境・カルチャー作りに注力します。中期経営計画において、女性管理・監督者比率をKPIに掲げ、女性のキャリア向上のためのポジティブアクションを実施し、女性役席者の育成・登用を進めていきます。



家庭における家事・育児負担の偏りを解消し、性別に関わらずメリハリのあるワークライフバランスの実現・従業員のウェルビーイングを高めるため、男性の家事・育児への積極的な参画を支援しています。パパ宣言!! 兼 育児取得（予定・結果）報告書の運用、男性育児支援研修会の開催を通じ、男性育児休業取得率は100%を達成しています。今後は取得日数や時期も重視し、より本質的な育児休業、そして持続的な育児参画に繋げるため、推進を強化していきます。

※2022年度末の男性育児休業取得実績が105.68%となるのは、出産時期と育児休業取得時期のズレによるもの。

（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

表 9 社会からの評価



プラチナくるみん

次世代育成支援対策推進法にもとづき、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に取り組んでいます。「子育てサポート企業」として『くるみん』認定後、「より高い水準の取組みをおこなった企業」として、『プラチナくるみん』に認定されました。（2018年7月）



えるぼし

女性活躍推進法にもとづく認定制度「えるぼし」において、採用、継続就労、労働時間、多様なキャリアコースの基準を満たし、女性活躍推進に関する取組みの実施状況が優良であるとされ、2つ星の認定を受けました。（2024年1月）



健康経営優良法人

従業員とその家族の健康保持および増進を図るため、健康経営の取組みを強化しています。



おokayama子育て応援宣言企業

岡山県「おokayama子育て応援宣言企業」のなかで、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的な企業である「アドバンス企業」として認定されました。（2021年6月）



きらりと認証

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業として、岡山市より認定されました。（2024年1月）

（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

2 - 5. 当社のサステナビリティ活動

ちゅうぎんリースは、SDGs への取組みとして、「地域経済・社会の活性化」、「DX の推進」、「多様な人材の活躍推進」、「環境経営の促進」の 4 項目を掲げ、それぞれに具体的な取組みを実施し、公表している。

表 10 中銀リースの SDGs の取組み

中銀リースは、リース事業を通じて長期にわたるお客さまの事業支援を軸に
持続可能な社会づくりとSDGsの達成に貢献します

項目	具体的な取組内容	目指す姿
地域経済・社会の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業へリースを活用した設備投資促進 スタートアップ企業へのリース提供 脱炭素・SDGs関連商材の導入促進 経営資金の有効活用 	リース事業を通じて、財務面、税務・会計面から長期にわたるお客さまの事業支援をおこないます。
DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> リースを活用したデジタルツール導入による地域企業のDX促進 デジタルを活用した業務効率化 	リース事業を通じて地域企業のDX化に貢献するとともに、自社業務のDX化を進めます。
多様な人財の活躍推進 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労機会の提供 ダイバーシティの理解・取組促進 働き方・組織風土・意識改革の促進 人財育成の促進 	多様な人財に応じて、働きやすい職場づくりと誰もが自己の能力を十分活かせる活躍の場を用意します。
環境経営の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー（太陽光など）発電設備導入時のリース利用 電気自動車・脱炭素設備導入時のリース利用 環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み） 	地域課題に対し、お客さまの支援に加え、自社の取組みにより環境保全に貢献します。

（ちゅうぎんフィナンシャルグループ HP より）

「中銀リースの SDGs の取組み」についての補足

「中銀リースの SDGs の取組み」具体的な取組内容	取組みの補足
・人財育成の促進	社内外での研修受講等を通じ、社員のリース業務知識の向上など、人財育成に取組む
・勤労機会の提供 ・ダイバーシティの理解・取組促進	新卒者、中途人財、65 歳以上の高齢者を継続的に雇用する。 ちゅうぎんグループが主催するダイバーシティ研修の積極的な受講や社内メンター制度の導入検討などにより、女性活躍の促進することでダイバーシティ経営に取組む。
・脱炭素・SDGs 関連商材の導入促進 ・再生可能エネルギー（太陽光など）発電設備導入時のリース利用 ・電気自動車・脱炭素設備導入時のリース利用	エネルギー効率の高い機械や再生可能エネルギー設備への投資にあたりリースを促進することで、地域社会の脱炭素、省エネを支援していく。
・地域企業へリースを活用した設備投資促進 ・スタートアップ企業へのリース提供 ・経営資金の有効活用 ・リースを活用したデジタルツール導入による地域企業の DX 促進	スタートアップ企業を含め、地域企業へのリースを活用した設備投資を促進し、地域でのリース取引先拡大を図ることで、地域活性化につなげていく。

<ul style="list-style-type: none"> ・働き方・組織風土・意識改革の促進 ・デジタルを活用した業務効率化 	<p>有給休暇を取得しやすい組織風土の醸成、在宅勤務の導入などにより、働きやすい職場環境を整備していく。</p> <p>社内の DX 変革チームを中心にアナログ業務の DX 化を進めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3R の取り組み） 	<p>リース満了物件の再利用、自社営業用車両の電気自動車・ハイブリッド車への移行、自社の省エネ・ペーパーレス化などにより、廃棄物削減を実践していく。</p>

3. UNEP FI のインパクト分析およびインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、中銀リースが担う金融リース業を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「雇用」および「包摂的で健全な経済」が、またネガティブ・インパクトとして「雇用」および「廃棄物」がそれぞれ抽出された。

また、中銀リースにおける社員のリース業務知識の向上の取り組みから「教育」のポジティブ・インパクト、本業を通じた地域社会の脱炭素・省エネ支援の取り組みから「資源効率・安全性」および「気候」のポジティブ・インパクト、リース取引先の拡大を通じた地域活性化への取り組みから「経済収束」のポジティブ・インパクト、自社の CO₂排出量削減の取り組みから「気候」のネガティブ・インパクトをそれぞれ追加した。

表 11 インパクト特定の概要

PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

業種 インパクト領域	金融リース業			
	デフォルト		修正後	
	PI	NI	PI	NI
水				
食糧				
住居				
保健・衛生				
教育			●	
雇用	●	●	●	●
エネルギー				
移動手段				
情報				
文化・伝統				
人格と人の安全保障				
正義				
強固な制度・平和・安全				
水				
大気				
土壌				
生物多様性と生態系サービス				
資源効率・安全性			●	
気候			●	●
廃棄物		●		●
包摂的で健全な経済	●		●	
経済収束			●	
その他				

◆特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

中銀リースのサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクト領域としては、社員のリース業務知識の向上といった自己研鑽の機会提供が「教育」に、勤労機会の提供およびダイバーシティ経営の推進が「雇用」および「包摂的で健全な経済」に、本業を通じた地域社会の脱炭素・省エネ支援の取組みが「資源効率・安全性」および「気候」に、リース取引先の拡大を通じた地域活性化への取組みが「包摂的で健全な経済」および「経済収束」にそれぞれ該当する。

一方、ネガティブ面のインパクト領域としては、役職員誰もが働きやすい職場環境の整備が「雇用」に、自社のCO₂排出量削減の取組みが「気候」に、リース期間満了にかかる手続きの確実な遂行による不法投棄ゼロの維持が「廃棄物」にそれぞれ該当する。

なお、リース満了にともない返却を受けたリース物件については、可能な限りサイクル業者等への売却を検討し、再利用に努めている。また、廃棄にあたっては、当社が選定した廃棄物処理業者に引渡し、適法な処分を実施している。以上により、現状においても廃棄物処理については環境関連法制を十分に遵守していることから、KPIは設定しない。

4. 設定・測定するKPIとSDGsとの関連性



本ファイナンスでは、上記の分析によるインパクト特定及び中銀リースのサステナビリティ活動に関する取組みを踏まえ、7項目のインパクトが特定され、以下の通り、内6項目にKPIが設定されている。

表 12 本ファイナンスにおけるインパクト項目と関連する取組内容（サマリー）



	特定されたインパクト領域	主な取組内容	関連するSDGs
(1)	教育（ポジティブ）	社員のリース業務知識の向上	 
(2)	雇用、包摂的で健全な経済（ポジティブ）	ダイバーシティ経営の推進	 
(3)	資源効率・安全性、気候（ポジティブ）	本業を通じた地域社会の脱炭素・省エネ支援	  
(4)	包摂的で健全な経済、経済収束（ポジティブ）	リース取引先の拡大を通じた地域活性化	 
(5)	雇用（ネガティブ）	働きやすい職場環境の整備	
(6)	気候（ネガティブ）	自社のCO ₂ 排出量削減	 
(7)	廃棄物（ネガティブ）	環境関連法制遵守、廃棄物削減	 

(1) 教育

インパクト領域	教育
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ
関連する取組み	継続的な人的資本投資の拡大による社員のリース業務知識の向上
KPI（目標・指標）	①外部研修への派遣、社内研修の受講者を毎年度 20 名以上とする（2019～2022 年度の平均値 6.7 人）。




関連する SDGs	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	 
-----------	--	--

(2) 雇用、包摂的で健全な経済



インパクト領域	雇用、包摂的で健全な経済	
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ	
関連する取組み	ダイバーシティ経営の促進	
KPI (目標・指標)	<p>②2031 年 3 月末までに常勤役職員に占める女性管理・監督職比率を 10%以上とする (2023 年 3 月末現在 3%)。</p> <p>③新卒者、中途人材、65 歳以上の高齢者をいずれか毎年 1 名以上新規雇用する (2019~2022 年度の新規雇用者累計 2 名)。</p>	
関連する SDGs	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p>	 

(3) 資源効率・安全性、気候

インパクト領域	資源効率・安全性、気候	
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ	
関連する取組み	本業を通じた地域社会の脱炭素・省エネ支援	
KPI (目標・指標)	④2031 年 3 月末までの 7 年間の脱炭素・省エネにつながるリース・割賦案件の取組累計 500 億円 (2023 年度取組見込み額 60 億円) とする。	


関連する SDGs	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	  
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	

(4) 包摂的で健全な経済、経済収束



インパクト領域	包摂的で健全な経済、経済収束		
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ		
関連する取組み	リース取引先の拡大を通じた地域活性化		
KPI (目標・指標)	⑤2031 年 3 月末の当社との取引先数を 6,000 先とする (2023 年 3 月末現在 4,827 先)。		
関連する SDGs	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	 
	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	

(5) 雇用



インパクト領域	雇用	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取組み	有給休暇取得の推奨、オフィス環境の継続的な改善、DX の推進などを通じ、従業員誰もが働きやすい環境を整備する。	
KPI (目標・指標)	⑥2024 年度以降も有給休暇取得率 100%を維持する (2022 年度有給休暇取得率 100%)。	

関連する SDGs	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
-----------	---	---

(6) 気候

インパクト領域	気候	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取組み	自社の CO ₂ 排出量削減	
KPI (目標・指標)	⑦2031 年 3 月末までの 7 年間で営業用車両をすべて電気自動車またはハイブリッド車に入替する (2023 年 3 月末現在 26 台中 1 台)。	
関連する SDGs	<p>3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>	 

(7) 廃棄物

インパクト領域	廃棄物	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取組み	環境関連法制遵守、廃棄物削減	
関連する SDGs	<p>11.6 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	 

5. サステナビリティ管理体制

中銀リースでは、本ファイナンスを取組むにあたり、西明寺康典代表取締役社長を責任者とし、自社の事業活動とインパクトリーダーとの関連性について検討を行った。

本ファイナンス実行後から返済期限までの間においても、管理責任者である服部研吾常務取締役および経営企画部を中心に KPI の達成を図っていく。

最高責任者	代表取締役社長 西明寺 康典
管理責任者	常務取締役 服部 研吾
担当部署	経営企画部

6. モニタリング方針

中国銀行は、中銀リースの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていることや重大なネガティブ・インパクトが引続き適切に回避・低減されていることにつき少なくとも年に 1 回以上モニタリングを行う。なお、各 KPI に係る目標については、本ポジティブ・インパクト評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認を行う。

モニタリングの結果、中銀リースのサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（中銀リースのサステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、異常気象の発生や規制の追加等外部環境の重大な変化等）が認められ、本ポジティブ・インパクト評価で特定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは当該インパクトに係る目標・KPI に変更が生じた場合、中国銀行は本ポジティブ・インパクト評価の内容について更新を行う。以上がモニタリング方針である。

7. 総合評価

本ファイナンスは、UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資であり、中銀リースは、上記評価の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。

以上